

弟子屈町告示第24号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に基づく弟子屈町における農業経営基盤強化促進計画を策定したので、告示する。

令和 7年 3月31日

弟子屈町長 徳永 哲雄



記

策定する計画	弟子屈町における農業経営基盤強化促進計画
策定の理由	令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等が一部改正され、同法第19条第1項に地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を策定することが規定されたことに伴い、同条第8項に基づき弟子屈町における農業経営基盤強化促進計画を策定する。
縦覧場所	弟子屈町役場 農林課